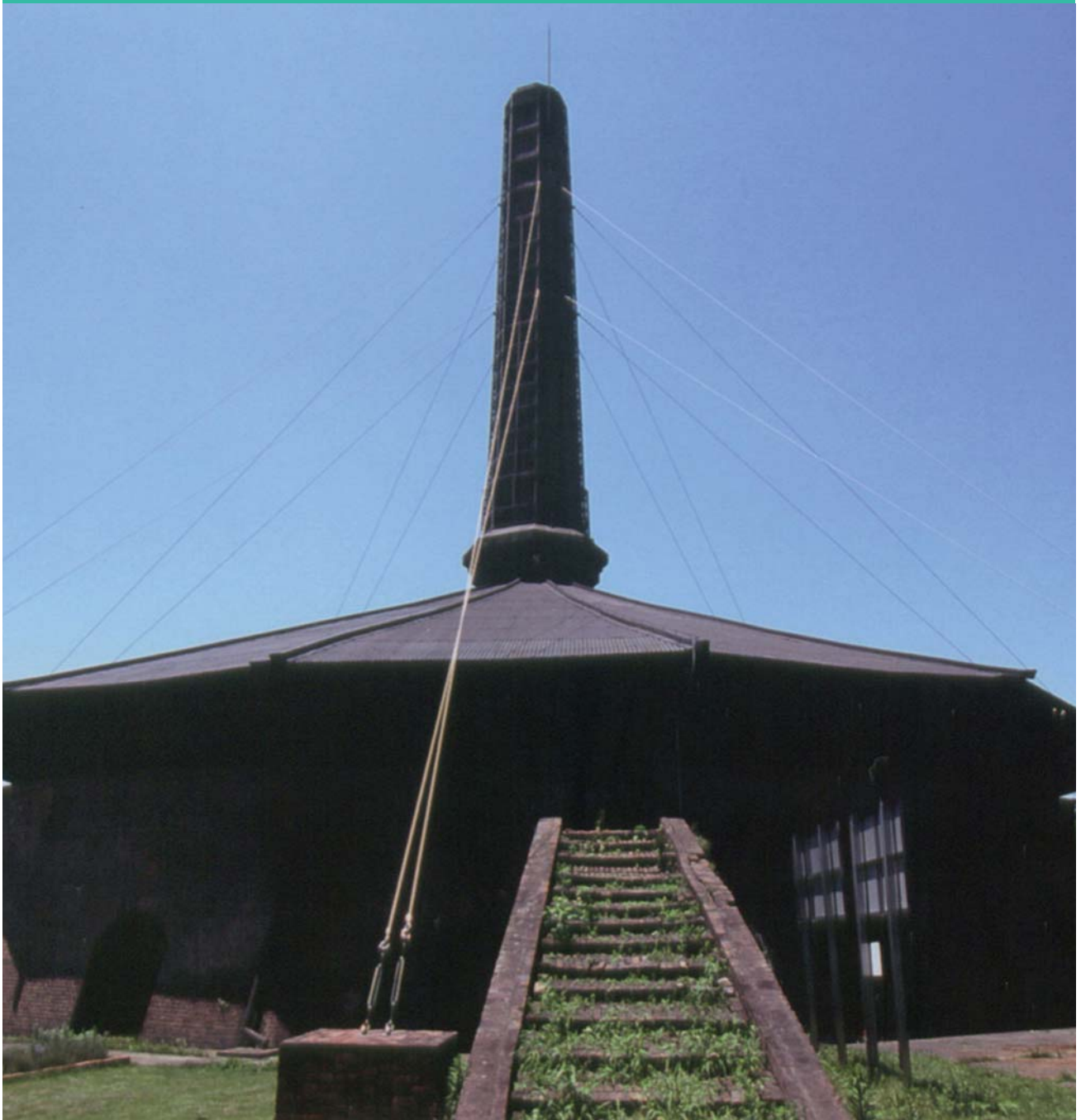


栃木の国保

Vol. 64
2014.3

TOCHIGI NO KOKUHO

SPRING



栃木県国民健康保険団体連合会

■巻頭言	1
「花と緑と清流のまち」 「笑顔あふれる優しいまち」の 創造を目指して	
鹿沼市長 佐藤 信	
■メインテーマ	2
平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会 通常総会	
■国保連協会長プロフィール	12
安定した国保制度の構築をめざして！	
佐野市 山口 孝	
■私の趣味と健康法	13
さくら市 市民福祉部保険高齢対策課 課長 高橋 輝男	
■突撃ルポ 保険者みてある記	14
第103回 野木町	
■特別寄稿①	16
第4回 国保料(税)収納率向上に向けて 「国保制度を崩壊させないために」 ～新たなる領域への挑戦!!～	
NPO 法人ローカルガバメントネットワーク理事長 堀 博晴	
■特別寄稿②	18
第4回 ソーシャルマーケティングを用いた健診受診勧奨	
株式会社キャンサーズキャン 石川善樹・川本彩多利	
■保健師活動報告	21
健診受付方法の変更を試みて	
壬生町民生部 健康福祉課 健康増進係 山本 陽子	
■保険者だより	23
おいしく食べて、笑って、健康に！	
宇都宮市	

■ただいまこくほ最前線	24
那須塩原市 国保年金課 国保年金係	
主 事 森 厚太	
日光市 保険年金課 資格管理係	
主 事 阿久津俊喜	
■レポート	25
平成25年度国保セミナー	
平成25年度国民健康保険料(税)徴収事例研究会	
■第三者行為損害賠償求償事務コーナー	26
■国保連合会からのお知らせ	27
■編集後記	

言頭卷



鹿沼市長

信 佐藤

「花と緑と清流のまち」

笑顔あふれる

優しいまち」の

創造を目指して

鹿沼市のまちづくりを進めていくにあたり、平成25年度を振り返りながら新年度の抱負を考えてみました。

本市では、平成25年度が市制施行65周年に当たり、5月には『全国山・鉾・屋台保存連合会』総会と「春の彫刻屋台まつり」を開催し、6月にはロンドンオリンピック銀メダルの平野選手を記念した『平野早矢香杯卓球大会』を開催したところであります。

海外では、2013順天湾国際庭園博覧会に出展し、展示競演コンクール屋内部門で見事に銀賞を受賞するなど、本市の誇るさつき盆栽や花木、造園技術を世界にアピールできたと確信しております。

さて、日本を取り巻く環境は、東日本大震災からの復興、放射能除染による指定廃棄物の処理問題、近隣国との相互理解や環太平洋パートナーシップ協定(TPP)の動向、人口減少と少子高齢化の同時進行による社会保障制度の負担増大、子どもたちへの教育の在り方、大規模地震

や災害への対策など課題が山積している状況であります。

そうした中、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催地が、東京に決定いたしました。大いに期待が高まる、明るい話題であると感じているところであります。

本市におきましては、「鹿沼市自治基本条例」の理念にあるとおり、自分たちのまちのことは、自分たちで決めて実行する「市民自治」が益々重要であり、自分たちのまちに誇りを持ち、他にない独自の取組や他の自治体に先駆けた取組を積極的に実施していくことが求められていると考えております。

このような中、平成26年度が第6次鹿沼市総合計画「ふるさとかぬま『絆』ビジョン」の3年目を迎えることから、これまでの実績や課題を謙虚に評価しながら、つながりのある市政運営を進め、基本計画に位置付けた諸施策を着実に推進してまいります。

特に、将来を担う子どもたちに対する教育の環境の整備や子育て支援に力を入れるとともに、市民の安全で安心な生活を支えるための防犯・防災体制、計画的な生活基盤の整備を進めていくほか、鹿沼の自然や特産物など「鹿沼のチカラ」の総合力を駆使し、戦略的にPRすること、都市間交流などにより交流人口の拡大を図り、「活力のあるまち」の実現に努めてまいります。

また、市庁舎整備においては、「安全で市民が利用しやすい市庁舎」を目指しながら、庁舎整備検討委員会からの答申に基づき、庁舎整備の指針となる「基本構想・基本計画」の策定を進めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、平成25年度に持続・安定的な国保特別会計の運営のため、税率を改正いたしました。健全な国保特別会計を維持するには、国保税の収納率の向上はもとより、増大する医療費の抑制がより必要と考えており、保健事業の取組みとして、特定健康診査事業の推進、人間ドック・脳ドックの充実などの他、生活習慣病の重症化予防や後発医薬品の使用促進などを行ってまいりたいと考えております。

以上、主な取組について申し上げます。また、市民の皆様への「チカラ」を集め、本市の素晴らしさを戦略的に売り込み、「花と緑と清流のまち」「笑顔あふれる優しいまち」として、着実にその歩みを進めていきたいと考えております。



平成26年度事業計画及び歳入歳出予算などの議案を原案どおり議決

平成25年度

栃木県国民健康保険団体連合会通常総会

平成26年2月27日（木）に、国保連合会9階大会議室で、平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会通常総会が開催された。

本通常総会では、報告事項2件及び平成26年度に係る本会事業計画並びに一般・特別両会計の歳入歳出予算をはじめ、平成25年度に係る予算補正を含む議決事項24件などが上程され、慎重な審議の上、すべて原案どおり議決された。

冒頭、佐藤栄一理事長（宇都宮市長）は、中央情勢に触れながら、「国保の都道府県化については、今年一月から国保制度の基盤強化に関する国と地方の協議の場において、国保の構造問題や県と市町村の役割分担等の



挨拶を行う佐藤栄一理事長「会員の皆様方からは、今後とも引き続き、ご支援・ご協力を賜りたい。」



議事進行する
岩舟町 市村 隆町長

議論が始まり、本年七月までに中間とりまとめがなされることとなっている。」として、「将来にわたって給付の平等と負担の公平の観点から、国民健康保険制度が堅持できる議論を期待するところである。」と述べた。そして結びに、「会員の皆様方からは、今後とも引き続き、ご支援・ご協力を賜りたい。」と述べた。

続いて、栃木県保健福祉部国保医療課 梅山 栄司 課長補佐より来賓挨拶をいただいた。

そして、議長選出が行われ、岩舟町の市村 隆町長を議長として議事に入った。

本通常総会に提出された議案については、慎重審議の上、いずれも原案どおり議決された。

平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会事業計画

(1) 基本方針

国民健康保険は、我が国の医療保険制度の中核的な役割を担い、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献している。

しかしながら、医療保険制度をめぐる情勢は、急速な人口の高齢化、医療技術の高度化等により医療費は増高し、加えて経済基調の変化に伴い、医療費の伸びと経済成長との不均衡が拡大するなど医療保険財政、とりわけ国保財政はその構造的要因により他制度に比較して大変深刻な状況に陥っている。

このため国においては、社会保障制度改革国民会議の報告を踏まえ、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」いわゆるプログラム法案をとりまとめ、70～74歳の一部負担金に係る1割凍結の特例措置解除（平成26年度より実施し平成30年度で完了）、高額療養費に係る負担区分の見直し（平成26年度から実施）、国民健康保険の運営に関する都道府県化（平成29年までに実施）を進めることとし、昨年12月5日に本法案が成立したところである。

また、介護関係の制度改革においては、法案成立に伴って、平成27年度から要支援者向けサービスの市町村移行、高所得者に対する一部負担割合を2割に引き上げる変更措置を実施する。

一方、規制改革会議においては、審査支払機関の役割分担の見直し、保険者による直接審査の実施が議論されており、審査支払機関として審査の質の向上及び事務の効率化が問われている。

本会としてもこのような状況に柔軟に対応するとともに、将来にわたり保険者の共同目的達成機関としての役割と使命を果たすことを念頭に、国民健康保険及び後期高齢者医療、介護給付費等の審査支払業務の充実・強化をはじめ、共同事業の効率的推進、保健事業の支援強化など国民健康保険事業の安定的運営の確保に向けて組織体制の整備を図るとともに、保険者並びに関係機関との連携を密にして、より一層の適正な事業運営と更なる保険者へのサービスの向上に努めるものとする。

このため、平成26年度の事業計画は、保険者に満足してもらえる国保連合会を目指していくために、次のとおり重点目標及びその取り組み方針を定め、その企画・運営・実施に当たっては、常に保険者の満足度を高める工夫、価値ある情報の提供などに留意しながら保険者の期待に添った成果をあげ、負託に応えるものとする。

(2) 重点目標

①国民健康保険事業の安定的運営

保険者の意を体し、安定した国民健康保険事業運営に向けた事業・運動の展開

②国民健康保険・後期高齢者医療診療報酬審査支払事業の効率化等

効率的なレセプト審査体制の強化・審査精度の向上及び審査支払業務・事務代行業務の効率的推進

③共同事業の効率的推進

保険者事務共同電算処理事業の拡充及び各種共同事業の効率的推進

④実効性のある保健事業の支援強化と特定健診等データ管理業務の適正執行

総合的保健事業支援の充実、医療データの情報提供及び関係団体との連携強化及び特定健診等データ管理業務の適正執行

⑤介護保険事業関係業務の適正執行

介護給付費審査の強化、介護サービスの質の向上

⑥新規事業への対応

保険者のニーズに応える事業への弾力的対応

⑦成果を生み出す組織体制・事務運営等の整備

総合的・効果的に事業を展開するための組織体制の整備、職員の資質の向上、事務運営等の改善

(3) 重点目標の取り組み方針

①国民健康保険事業の安定的運営

社会保障制度改革国民会議における国保運営の都道府県化の提言を踏まえつつ、国民健康保険事業の安定的運営に向けて保険者と連携を密にし、事務の効率化、調査研究、価値ある情報の提供に努める。

また、医療保険制度を将来にわたって持続可能で安定的な制度にするため、引き続き国保関係者が一丸となり、国民健康保険事業の安定的運営に向けた運動を展開する。

②国民健康保険・後期高齢者医療診療報酬審査支払事業の効率化等

審査事務共助の充実強化、審査委員会への情報の提供などによる効率的なレセプト審査体制の強化を図ることはもとより、審査事務共助支援システム及び国保総合システムに実装の縦覧・横覧・突合審査機能を活用し、審査の更なる精度向上に努める。

また、出産育児一時金等の支払業務及び後期高齢者医療事務代行業務の適正化かつ効率化を図る。

③共同事業の効率的推進

保険者事務共同電算処理事業の更なる事業の拡充を図るため、国保総合システム機能を活用し、保険者事務の効率化を図る。

また、保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業の効率化、更には求償金の滞留防止や事務処理システムの更新等により第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業の効率化を図る。

加えて、平成25年度から共同事業として業務を開始した国民健康保険料（税）収納率向上支援コールセンター事業について、利用の拡大に努める。

④実効性のある保健事業の支援強化と特定健診等データ管理業務の適正執行

生涯元気で活力ある地域づくりを支援するための人材育成、国保データベース（KDB）システムからの医療データの活用等に基づく保健事業を推進するとともに栃木県保険者協議会を通じ、地域・職域保険の連携強化等により保健事業の実効性を高めるなど、市町保健事業の支援を行う。

特に、保険者に義務付けられている特定健診等の受診率向上のための支援を強化する。併せて、特定健診等データ管理業務の適正執行に努める。

⑤介護保険事業関係業務の適正執行

介護給付適正化事業の積極的推進による保険者の支援、介護給付費審査支払業務、障害者総合支援給付費支払業務の充実・強化及び苦情処理担当者の連携強化、苦情・相談への対応の充実等により介護サービスの質的向上を図る。

また、平成26年5月に予定する介護保険・障害者総合支援システムの一拠点集約化の本稼働にあたっては、迅速・適正な執行に努める。

⑥新規事業への対応

柔道整復施術療養費の支払処理として、平成26年度から一部の柔道整復師団体（公益社団法人栃木県柔道整復師会）への支払代行を開始し、その後、支払対象とする柔道整復師団体を順次拡大することで、保険者事務の効率化を図る。

また、柔道整復施術療養費の適正化として、柔道整復施術療養費申請書のデータ化を変更するとともに、適正化データ提供内容の充実強化を可能とするシステムの構築を行い、保険者事務の効率化を図る。

⑦成果を生み出す組織体制・事務運営等の整備

保険者に満足してもらえる成果を生み出す事業を効果的に進めるため、平成26年度本会事業計画の重点目標の取り組み方針に沿って事務局体制の整備、職員の資質の向上、事務運営の改善に努める。

【議 事】

I 報告事項

報告第1号 理事長専決事項報告について

- 1 平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算補正について
- 2 平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算補正について
- 3 平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳出予算補正について
- 4 平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳出予算補正について

報告第2号 規則の制定及び規則、規程の一部改正について

- 1 栃木県国民健康保険団体連合会柔道整復術療養費審査支払規則の制定について
- 2 栃木県国民健康保険団体連合会職員服務規則の一部改正について
- 3 栃木県国民健康保険団体連合会事務局組織規則の一部改正について
- 4 栃木県国民健康保険団体連合会負担金及び手数料の賦課徴収規則の一部改正について
- 5 栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則の一部改正について
- 6 栃木県国民健康保険団体連合会表彰規則の一部改正について
- 7 栃木県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業規則の一部改正について
- 8 栃木県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の報酬並びに費用弁償規程の一部改正について

II 議決事項

- 議案第1号 平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会事業計画について
- 議案第2号 平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について
- 議案第3号 平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について
- 議案第4号 平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 議案第5号 平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第6号 平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第7号 平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 議案第8号 平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について
- 議案第9号 平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会特定健診保健指導費用決済業務特別会計歳入歳出予算について
- 議案第10号 平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会国保高齢者医療制度円滑導入基金事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第11号 平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会職員厚生資金貸付金特別会計歳入歳出予算について
- 議案第12号 平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会運営資金の一時借入について
- 議案第13号 理事長専決事項委任について
- 議案第14号 平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正について
- 議案第15号 平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算補正について
- 議案第16号 平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（出産育児一時金等に関する支払勘定）歳入歳出予算補正について
- 議案第17号 平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正について
- 議案第18号 平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算補正について
- 議案第19号 平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正について
- 議案第20号 平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（介護給付費支払勘定）歳入歳出予算補正について
- 議案第21号 平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（公費負担医療等に関する報酬等支払勘定）歳入歳出予算補正について
- 議案第22号 平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害児給付費支払勘定）歳入歳出予算補正について
- 議案第23号 平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会特定健診保健指導費用決済業務特別会計歳入歳出予算補正について
- 議案第24号 栃木県国民健康保険団体連合会役員の欠員補充について

III その他

平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会予算総括

区 分			平成25年度 (千円)	平成26年度		
				予算 (千円)	対前年度比較増減額 (千円)	前年度対比 (%)
一 般 会 計			(257,964) 257,965	(276,875) 276,875	(18,911) 18,910	(107.33) 107.33
診療報酬審査支払特別会計	業 務 勘 定		(1,197,445) 1,197,445	(1,027,967) 1,027,967	(△169,478) △169,478	(85.84) 85.84
	診療報酬支払勘定	国民健康保険診療報酬支払勘定	148,684,878	150,935,055	2,250,177	101.51
		公費負担医療に関する診療報酬支払勘定	3,677,474	3,804,469	126,995	103.45
		出産育児一時金等に関する支払勘定	5,064,787	5,299,987	235,200	104.64
		小 計	157,427,139	160,039,511	2,612,372	101.65
後期高齢者医療事業関係業務特別会計	業 務 勘 定		(848,890) 848,890	(650,218) 650,218	(△198,672) △198,672	(76.59) 76.59
	診療報酬支払勘定	後期高齢者医療診療報酬支払勘定	178,317,231	184,662,837	6,345,606	103.55
		公費負担医療に関する診療報酬支払勘定	995,504	1,016,896	21,392	102.14
		小 計	179,312,735	185,679,733	6,366,998	103.55
保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業特別会計			(9,021) 24,719,803	(9,582) 25,527,305	(561) 807,502	(106.21) 103.26
第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計			(14,454) 472,343	(15,210) 466,258	(756) △6,085	(105.23) 98.71
介護保険事業関係業務特別会計	業 務 勘 定		(193,156) 560,618	(220,793) 563,263	(27,637) 2,645	(114.30) 100.47
	支払勘定	介護給付費支払勘定	114,697,036	120,741,157	6,044,121	105.26
		公費負担医療等に関する報酬等支払勘定	1,007,531	1,146,364	138,833	113.77
		小 計	115,704,567	121,887,521	6,182,954	105.34
障害者総合支援法関係業務等特別会計	業 務 勘 定		(41,565) 41,565	(47,537) 47,537	(5,972) 5,972	(114.36) 114.36
	支払勘定	障害介護給付費支払勘定	26,810,572	27,508,105	697,533	102.60
		障害児給付費支払勘定	1,200,002	1,299,583	99,581	108.29
		小 計	28,010,574	28,807,688	797,114	102.84
特定健診保健指導費用決済業務特別会計			(119,122) 1,542,700	(49,710) 1,384,037	(△69,412) △158,663	(41.73) 89.71
国保高齢者医療制度円滑導入基金事業特別会計			(54,647) 2,577,878	(51,984) 2,526,360	(△2,663) △51,518	(95.12) 98.00
職員厚生資金貸付金特別会計			7,752	7,849	97	101.25
合 計			(2,736,264) 512,681,974	(2,349,876) 528,892,122	(△386,388) 16,210,148	(85.87) 103.16

[備考] 上記表中、() 内の数字は、各会計支払勘定、保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業拠出金、第三者行為損害賠償求償金、介護保険事業関係業務特別会計の主治医意見書料、特定健診費用決済業務、円滑導入関係諸費（事業費、特定資産支出、借入金償還金、諸支出金、特別会計（国民健康保険診療報酬支払勘定）繰出金）を除いた数字（事務運営に要する経費）である。

平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算書

(歳入)		(単位：千円)
款	項	金額
1 負担金		72,214
	1 負担金	72,214
2 国庫支出金		2
	1 国庫補助金	2
3 県支出金		1
	1 県補助金	1
4 財産収入		447
	1 財産運用収入	446
	2 財産売却収入	1
5 繰入金		201,517
	1 他会計繰入金	150,374
	2 積立金繰入金	51,143
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		2,693
	1 諸収入	2,693
歳入合計		276,875

(歳出)		(単位：千円)
款	項	金額
1 会議費		454
	1 会議費	454
2 総務費		217,013
	1 総務管理費	217,013
3 事業費		34,495
	1 事業費	34,495
4 積立金		13,900
	1 積立金	13,900
5 借入金償還金		1
	1 借入金償還金	1
6 諸支出金		8,408
	1 諸支出金	8,408
	償還金及び還付加算金	0
7 予備費		2,604
	1 予備費	2,604
歳出合計		276,875

平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出予算書

(歳入)		(単位：千円)
款	項	金額
1 手数料		513,548
	1 手数料	511,408
	2 事務費	2,140
2 保険者事務等共同電算処理事業手数料及び負担金並びに委託料		430,807
	1 手数料	411,307
	2 負担金	1
	3 業務委託料	19,499
3 国庫支出金		2
	1 国庫補助金	2
4 県支出金		649
	1 県補助金	1
	2 委託金	648
5 財産収入		2
	1 財産運用収入	1
	2 財産売却収入	1
6 繰入金		51,616
	1 他会計繰入金	4,036
	2 積立金繰入金	47,580
7 繰越金		30,000
	1 繰越金	30,000
8 諸収入		1,343
	1 諸収入	1,343
歳入合計		1,027,967

(歳出)		(単位：千円)
款	項	金額
1 総務費		485,544
	1 審査支払管理費	485,544
2 審査委員会費		67,333
	1 審査委員会費	67,333
3 保険者事務等共同電算処理事業費		317,781
	1 業務管理費	317,781
4 特別審査負担金		2,801
	1 特別審査負担金	2,801
5 レセプト電算処理システム特別分担金		48,376
	1 レセプト電算処理システム特別分担金	48,376
6 積立金		55,971
	1 積立金	55,971
7 レセプト電算処理システム費		1
	1 レセプト電算処理システム費	1
8 予備費		50,160
	1 予備費	50,160
歳出合計		1,027,967

平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（国民健康保険診療報酬支払勘定）歳入歳出予算書

(歳入)		(単位：千円)
款	項	金額
1 国民健康保険診療報酬受入金		148,496,477
	1 国民健康保険診療報酬受入金	148,496,477
2 繰入金		2,417,803
	1 他会計繰入金	2,417,803
3 繰越金		20,771
	1 繰越金	20,771
4 諸収入		3
	1 諸収入	3
5 借入金		1
	1 借入金	1
歳入合計		150,935,055

(歳出)		(単位：千円)
款	項	金額
1 国民健康保険診療報酬支出金		150,914,278
	1 国民健康保険診療報酬支出金	150,914,278
2 借入金償還金		2
	1 借入金償還金	2
3 繰出金		2
	1 繰出金	2
4 予備費		20,773
	1 予備費	20,773
歳出合計		150,935,055

平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算書

(歳入)		(単位：千円)
款	項	金額
1 公費負担医療受入金		3,803,185
	1 公費負担医療受入金	3,803,185
2 繰越金		1,282
	1 繰越金	1,282
3 諸収入		2
	1 諸収入	2
歳入合計		3,804,469

(歳出)		(単位：千円)
款	項	金額
1 公費負担医療支出金		3,803,165
	1 公費負担医療支出金	3,803,165
2 借入金償還金		1
	1 借入金償還金	1
3 繰出金		1
	1 繰出金	1
4 予備費		1,302
	1 予備費	1,302
歳出合計		3,804,469

平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計(出産育児一時金等に関する支払勘定)歳入歳出予算書

(歳入)		(単位：千円)
款	項	金額
1 出産育児一時金等受入金		5,299,981
	1 出産育児一時金等受入金	5,299,981
2 県支出金		1
	1 県補助金	1
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		3
	1 諸収入	3
5 借入金		1
	1 借入金	1
歳入合計		5,299,987

(歳出)		(単位：千円)
款	項	金額
1 出産育児一時金等支出金		5,299,980
	1 出産育児一時金等支出金	5,299,980
2 借入金償還金		2
	1 借入金償還金	2
3 予備費		5
	1 予備費	5
歳出合計		5,299,987

平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出予算書

(歳入)		(単位：千円)
款	項	金額
1 手数料		501,400
	1 手数料	501,400
2 後期高齢者医療事務代行業務委託料		97,856
	1 業務委託料	97,856
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		1
	1 県補助金	1
5 財産収入		2
	1 財産運用収入	1
	2 財産売却収入	1
6 繰入金		6
	1 他会計繰入金	2
	2 積立金繰入金	4
7 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
8 諸収入		952
	1 諸収入	952
歳入合計		650,218

(歳出)		(単位：千円)
款	項	金額
1 総務費		404,777
	1 審査支払管理費	404,777
2 審査委員会費		42,418
	1 審査委員会費	42,418
3 事務代行業務費		112,804
	1 業務管理費	112,804
4 特別審査負担金		1,509
	1 特別審査負担金	1,509
5 レセプト電算処理システム特別分担金		1
	1 レセプト電算処理システム特別分担金	1
6 積立金		76,806
	1 積立金	76,806
7 レセプト電算処理システム費		1
	1 レセプト電算処理システム費	1
8 予備費		11,902
	1 予備費	11,902
歳出合計		650,218

平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（後期高齢者医療診療報酬支払勘定）歳入歳出予算書

(歳入)		(単位：千円)
款	項	金額
1 後期高齢者医療診療報酬受入金		184,652,863
	1 後期高齢者医療診療報酬受入金	184,652,863
2 繰越金		9,970
	1 繰越金	9,970
3 諸収入		3
	1 諸収入	3
4 借入金		1
	1 借入金	1
歳入合計		184,662,837

(歳出)		(単位：千円)
款	項	金額
1 後期高齢者医療診療報酬支出金		184,652,861
	1 後期高齢者医療診療報酬支出金	184,652,861
2 借入金償還金		2
	1 借入金償還金	2
3 繰出金		1
	1 繰出金	1
4 予備費		9,973
	1 予備費	9,973
歳出合計		184,662,837

平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計(公費負担医療に関する診療報酬支払勘定)歳入歳出予算書
(歳 入) (単位:千円) (歳 出) (単位:千円)

款	項	金 額
1 公費負担医療受入金		1,015,894
	1 公費負担医療受入金	1,015,894
2 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
3 諸 収 入		2
	1 諸 収 入	2
歳 入 合 計		1,016,896

款	項	金 額
1 公費負担医療支出金		1,015,879
	1 公費負担医療支出金	1,015,879
2 借入金償還金		1
	1 借入金償還金	1
3 繰 出 金		1
	1 繰 出 金	1
4 予 備 費		1,015
	1 予 備 費	1,015
歳 出 合 計		1,016,896

平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業特別会計歳入歳出予算書
(歳 入) (単位:千円) (歳 出) (単位:千円)

款	項	金 額
1 共同事業事務費拠出金		5,182
	1 共同事業事務費拠出金	5,182
2 共同事業拠出金		25,432,892
	1 共同事業拠出金	25,432,892
3 国庫支出金		28,817
	1 国庫補助金	28,817
4 県支出金		1
	1 県補助金	1
5 超高額医療費共同事業交付金		57,881
	1 超高額医療費共同事業交付金	57,881
6 繰入金		2
	1 他会計繰入金	2
7 繰越金		2,500
	1 繰越金	2,500
8 諸収入		30
	1 諸収入	30
歳 入 合 計		25,527,305

款	項	金 額
1 総 務 費		8,295
	1 総務管理費	8,295
2 交付金支出金		25,432,892
	1 交付金支出金	25,432,892
3 超高額医療費共同事業拠出金		84,831
	1 超高額医療費共同事業拠出金	84,831
4 借入金償還金		2
	1 借入金償還金	2
5 積立金		1
	1 積立金	1
6 予備費		1,284
	1 予備費	1,284
歳 出 合 計		25,527,305

平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出予算書
(歳 入) (単位:千円) (歳 出) (単位:千円)

款	項	金 額
1 求償額受入金		451,048
	1 求償額受入金	451,048
2 共同事業拠出金及び手数料		11,196
	1 共同事業拠出金及び手数料	11,196
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		1
	1 県補助金	1
5 繰入金		1
	1 他会計繰入金	1
6 繰越金		4,000
	1 繰越金	4,000
7 諸収入		11
	1 諸収入	11
歳 入 合 計		466,258

款	項	金 額
1 総 務 費		12,874
	1 総務管理費	12,874
2 求償額支出金		451,048
	1 求償額支出金	451,048
3 借入金償還金		1
	1 借入金償還金	1
4 予備費		2,335
	1 予備費	2,335
歳 出 合 計		466,258

平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計(業務勘定)歳入歳出予算書
(歳 入) (単位:千円) (歳 出) (単位:千円)

款	項	金 額
1 手 数 料		165,319
	1 手 数 料	155,903
	2 電子証明書発行手数料	9,416
2 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
3 県支出金		1
	1 県補助金	1
4 負担金		4,549
	1 負担金	4,549
5 主治医意見書料受入金		342,470
	1 主治医意見書料受入金	342,470
6 財産収入		2
	1 積立金運用収入	1
	2 物品売払収入	1
		5
7 繰入金		1
	1 一般会計繰入金	1
	2 積立金繰入金	3
	3 他会計繰入金	1
8 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
9 諸収入		915
	1 諸収入	915
10 借入金		1
	1 借入金	1
歳 入 合 計		563,263

款	項	金 額
1 総 務 費		135,817
	1 審査支払管理費	125,663
	2 介護サービス苦情処理管理費	737
	3 電子証明書発行手数料支出金	9,417
2 審査委員会費		1,285
	1 審査委員会費	1,285
3 介護サービス苦情処理委員会費		5,609
	1 介護サービス苦情処理委員会費	5,609
4 国保中央会負担金		33,579
	1 国保中央会負担金	33,579
5 主治医意見書料支出金		342,470
	1 主治医意見書料支出金	342,470
6 積立金		10,190
	1 積立金	10,190
7 借入金償還金		3
	1 借入金償還金	3
8 諸支出金		2
	1 諸支出金	1
	2 償還金及び還付加算金	1
9 予備費		34,308
	1 予備費	34,308
歳 出 合 計		563,263

平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計(介護給付費支払勘定)歳入歳出予算書

(歳入)		(単位：千円)
款	項	金額
1 介護給付費受入金		120,740,512
	1 介護給付費受入金	120,740,512
2 繰越金		641
	1 繰越金	641
3 諸収入		3
	1 諸収入	3
4 借入金		1
	1 借入金	1
歳入	合計	120,741,157

(歳出)		(単位：千円)
款	項	金額
1 介護給付費支出金		120,740,509
	1 介護給付費支出金	120,740,509
2 借入金償還金		3
	1 借入金償還金	3
3 繰出金		1
	1 繰出金	1
4 予備費		644
	1 予備費	644
歳出	合計	120,741,157

平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計(公費負担医療等に関する報酬等支払勘定)歳入歳出予算書

(歳入)		(単位：千円)
款	項	金額
1 公費負担医療等受入金		1,146,356
	1 公費負担医療等受入金	1,146,356
2 繰越金		4
	1 繰越金	4
3 諸収入		3
	1 諸収入	3
4 借入金		1
	1 借入金	1
歳入	合計	1,146,364

(歳出)		(単位：千円)
款	項	金額
1 公費負担医療等支出金		1,146,342
	1 公費負担医療等支出金	1,146,342
2 借入金償還金		3
	1 借入金償還金	3
3 予備費		19
	1 予備費	19
歳出	合計	1,146,364

平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計(業務勘定)歳入歳出予算書

(歳入)		(単位：千円)
款	項	金額
1 手数料		41,711
	1 給付費等支払手数料	36,666
	2 電子証明書発行手数料	5,045
2 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
3 負担金		2
	1 負担金	2
4 財産収入		1
	1 積立金運用収入	1
5 繰入金		2
	1 一般会計繰入金	1
	2 積立金繰入金	1
6 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
7 諸収入		820
	1 諸収入	820
歳入	合計	47,537

(歳出)		(単位：千円)
款	項	金額
1 総務費		22,579
	1 支払管理費	17,535
	2 電子証明書発行手数料支出金	5,044
2 国保中央会負担金		10,494
	1 国保中央会負担金	10,494
3 積立金		1,057
	1 積立金	1,057
4 借入金償還金		3
	1 借入金償還金	3
5 諸支出金		2
	1 諸支出金	1
	2 償還金及び還付加算金	1
6 予備費		13,402
	1 予備費	13,402
歳出	合計	47,537

平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計(障害介護給付費支払勘定)歳入歳出予算書

(歳入)		(単位：千円)
款	項	金額
1 障害介護給付費受入金		27,508,081
	1 障害介護給付費受入金	27,508,081
2 繰越金		21
	1 繰越金	21
3 諸収入		2
	1 諸収入	2
4 借入金		1
	1 借入金	1
歳入	合計	27,508,105

(歳出)		(単位：千円)
款	項	金額
1 障害介護給付費支出金		27,508,079
	1 障害介護給付費支出金	27,508,079
2 借入金償還金		3
	1 借入金償還金	3
3 予備費		23
	1 予備費	23
歳出	合計	27,508,105

平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計(障害児給付費支払勘定)歳入歳出予算書

(歳入)		(単位：千円)
款	項	金額
1 障害児給付費受入金		1,299,579
	1 障害児給付費受入金	1,299,579
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		2
	1 諸収入	2
4 借入金		1
	1 借入金	1
歳入	合計	1,299,583

(歳出)		(単位：千円)
款	項	金額
1 障害児給付費支出金		1,299,577
	1 障害児給付費支出金	1,299,577
2 借入金償還金		3
	1 借入金償還金	3
3 予備費		3
	1 予備費	3
歳出	合計	1,299,583

平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会特定健診保健指導費用決済業務特別会計歳入歳出予算書

(歳入)		(単位：千円)
款	項	金額
1 費用決済業務受入金		1,334,327
	1 費用決済業務受入金	1,334,327
2 費用決済業務 拠出金及び手数料		49,631
	1 費用決済業務 拠出金及び手数料	49,631
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		1
	1 県補助金	1
5 積立金運用収入		1
	1 積立金運用収入	1
6 繰入金		2
	1 他会計繰入金	1
	2 積立金繰入金	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		73
	1 諸収入	73
歳入合計		1,384,037

(歳出)		(単位：千円)
款	項	金額
1 特定健診保健指導費		44,945
	1 業務管理費	44,945
2 費用決済業務支出金		1,334,327
	1 費用決済業務支出金	1,334,327
3 積立金		2,533
	1 積立金	2,533
4 借入金償還金		2
	1 借入金償還金	2
5 予備費		2,230
	1 予備費	2,230
歳出合計		1,384,037

平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会国保高齢者医療制度円滑導入基金事業特別会計歳入歳出予算書

(歳入)		(単位：千円)
款	項	金額
1 国庫支出金		2
	1 国庫交付金	2
2 特定資産収入		1
	1 基金取崩収入	1
3 預託金取崩収入		2,486,105
	1 預託金取崩収入	2,486,105
4 特定資産運用収入		2
	1 基金運用収入	2
5 借入金		1
	1 借入金	1
6 諸収入		32,749
	1 諸収入	32,749
7 繰越金		7,500
	1 繰越金	7,500
歳入合計		2,526,360

(歳出)		(単位：千円)
款	項	金額
1 総務費		43,906
	1 総務管理費	43,906
2 事業費		57,487
	1 基金事業費	57,487
3 特定資産支出		2
	1 基金繰入支出	2
4 借入金償還金		2
	1 借入金償還金	2
5 諸支出金		1
	1 諸支出金	1
6 繰出金		2,421,836
	1 他会計繰出金	2,421,836
7 予備費		3,126
	1 予備費	3,126
歳出合計		2,526,360

平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会職員厚生資金貸付金特別会計歳入歳出予算書

(歳入)		(単位：千円)
款	項	金額
1 積立金運用金		1
	1 積立金運用金	1
2 貸付金償還金		949
	1 貸付金償還金	949
3 繰越金		6,898
	1 繰越金	6,898
4 諸収入		1
	1 諸収入	1
歳入合計		7,849

(歳出)		(単位：千円)
款	項	金額
1 貸付金		6,000
	1 貸付金	6,000
2 運用金返還金		234
	1 返還金	234
3 予備費		1,615
	1 予備費	1,615
歳出合計		7,849



国保連協会長プロフィール

佐野市 山口 孝

佐野市は、栃木県の南西部に位置し、北部は緑豊かな森林や美しい清流など自然環境に恵まれた地域、南部と西部は、住宅や産業基盤が集積する都市的地域及び農業が展開する地域となっています。

首都圏から70キロ圏内に位置し、東北自動車道の佐野藤岡インターチェンジに加え、北関東自動車道に佐野田沼インターチェンジも開通しました。東北自動車道・佐野サービスエリアのスマートインターチェンジと合わせると、市内に3つのインターチェンジを持つことになり、その立地条件から、北関東の玄関口として交通の要衝となっています。

現在、佐野市は観光による地域振興・まちおこしを推し進めております。市の南東部、佐野新都市地区には大型商業施設が進出し、新しい商業地域が形成され、特に週末には県内はもとより、関東一円から多くの人が訪れています。また、佐野市が持つ多様な地域資源を「佐野ブランド」として認証し、市内外に広く発信することにより、「行ってみたい」「買ってみたい」「住んでみたい」といった満足度の高い地域づくりを目指し、地域経済の活性化を進めております。平成23年に誕生した佐野ブランドキャラクター「さのまる」におきましても、ゆるキャラグランプリ2013において、多くの皆さまにご投票いただ

いた結果、グランプリを獲得することが出来ました。

今後は、これらの様々な佐野市の魅力を、いかに市全体の活性化につなげるかが大きな課題となっております。

さて、本市の国保運営協議会会長を務められる山口孝氏は、旧佐野市の市議会議員を3期務められ、その間、厚生、建設、経済文教の各常任委員長等の要職を歴任されました。平成17年4月に新佐野市の市議会議員に当選され、現在3期目在職中であり、様々な分野でご活躍されております。また、国保運営協議会会長には平成25年5月に就任され、その誠実な人柄と幅広い経験を活かされ、佐野市国保の安定した運営を図るためにご尽力されております。

現在国保をめぐる情勢は、少子高齢化や医療費の増加等により、大変厳しい財政状況にあるとともに、国において国保運営の都道府県化に向けた審議が進むなど、大きな変革の時期に直面しております。このような中、会長におかれましては、健康には十分ご留意いただきながら、今後も経験に裏付けられた豊富な知識を基に手腕を発揮され、市民が安心して暮らせる、健康で明るいまちづくりを実現するため、なお一層ご活躍されますことを期待しております。

「安定した国保制度の構築をめざして！」

国民健康保険は、高齢化社会への急速な進展や被保険者の構成要因により、極めて厳しい財政状況になっています。今後とも、地域住民の健康維持や安定した医療体制の確保、国民皆保険制度の持続にむけて、国の社会保障制度改革に期待すると共に、国保税の収納率アップや特定健診等の受診率向上に努めたいと思います。

会長の一言

私の趣味と健康法

メンタルヘルスへの対応

お酒は好きなので飲み、食事は満足するまで食べ、健康への気遣いは全くと言って良い程行っていないのが現状で、趣味についても就職当時は、読書と映画鑑賞位しか履歴書に書けなかった記憶があります。

就職してから登山を始め、そのうち先輩から「自己紹介のときに、趣味はパチンコです。とは言いがたいけれど、趣味はゴルフです。と紹介しやすい。」という様な事を聞き、ゴルフをするようになりました。

若い時には、正月に家に居た事も無い程行った山登りは、数年前に尾瀬の平が岳に登って以来ご無沙汰となり、多い時には年間50ラウンドを越す勢いだったゴルフについても、近年コー

ス側の事情により出来なくなっていました。

普段の休日は、気が向けば家で木工をする事もあれば、庭の草刈や除草剤散布、畑の耕運等をして過ごしております。

しかしながら、趣味といえるかどうか甚だ疑問ではありますが、あまり他人には自慢できない楽しみとしてラーメンの食べ歩きがあり、周辺環境の変化に影響を受けずに30年以上続いています。

県内はもとより、北海道から四国、九州まで、海外ではオーストラリアやハワイでもラーメンを食しました。さすがに海外はラーメンが目的ではありませんでしたが、山形、新潟、福

島、千葉の有名どころへはドライブがてら出かけています。スープ完食を目標にしているため、体の健康面ではカロリー、塩分の面で疑問の残るところではありますが、お店を探す楽しみや目当てのラーメンに辿り着いた時は、ストレス解消的なメンタルヘルスには効果絶大ではないかと感じているところであります。

健康面への気遣いは全くないと言いながら、メンタル面において食べ歩きもそうですが前述の登山、ゴルフ等をする事で心の健康面には昔から気をつけてきたような感もあります。

また、普段でも仕事上でのオンとオフをキッチリつける様にしており、

知らず知らずではありますが、細かい事に捉われず、ストレスを留めずに好きな事を行い毎日の安眠を心がけている事が、私の健康法ではないかと今回思うようになりました。



さくら市
市民福祉部保険高齢対策課
課長 高橋 輝男



被保険者の加入状況

項 目	
総人口	25,990人
総世帯数	9,893世帯
国保加入世帯数	4,125世帯
国保被保険者数	7,513人
国保被保険者加入率	28.91%

(平成 25 年 12 月 31 日現在)

栃木県の南の玄関口でもある野木町は、東京へ約60km、宇都宮へ約40kmで結ばれた首都圏に位置し、ベッドタウンとしての側面と共に、「子育てしやすく高齢者にやさしい町」を目指しています。

農業も盛んで、特に米、麦、トマトの栽培が行われています。県内で一番小さな町ですが、「小さくてもキラリと光るまち」をキャッチフレーズに、町民が安心して住める町づくりを推進しています。

突撃ルポ 保険者みてる記

第103回 野木町

小さくても
キラリと光るまち

住民課 保健医療係

住民課保健医療係には、課長以下、職員4名が在籍しており、資格得喪・変更、保険給付、被保険者証の発行など国保に関する業務と後期高齢者医療に関する業務を行っています。

被保険者の適用の適正化

同じ課の給付・年金係から厚生年金加入情報の提供を受け、国保と社保の二重加入者に対して、資格の異動手続きを案内しています。

また、年金受給者リストなどを活用して、職権により一般被保険者から退職被保険者等への切替を実施しています。

特定健診受診率の向上

特定健診は、健康福祉課健康増進

係と連携を図り、集団健診と個別健診で実施しています。平成24年度の受診率は、23・6%となっています。平成25年度は、ダイレクトメールによる受診案内通知を行いました。今後は、未受診者への受診勧奨や人間ドックの検査結果を健診結果として実績に反映させて、受診率の向上を目指します。

■ 税務課収税係

税務課収税係には、職員3名と徴収嘱託職員2名が在籍しています。

現年度分が93・79%

平成24年度の国保税の収納状況は、現年度分が93・79%、滞納繰越分が22・22%となっています。現年度分と滞納繰越分を合わせると、80・06%となっています。前年度と比較すると、現年度分が0.5%減となっていますが、現年度分と滞納繰越分を合わせると、0.8%増となっています。

平成23年度からコンビニ納付を開始

国保税の納付方法として、納税通知書（納付書）による納付、口座振替による納付があります。

納税通知書（納付書）による納付では、平成23年度からコンビニでの納付を開始しています。督促状に伴う納付についても、コンビニでの取り扱いを行っています。

滞納者対策実施要綱を改正

野木町国民健康保険税滞納者対策実施要綱を改正し、平成25年4月1日より前年度以前について国保税を納付しない方に対し、被保険者証の返還や資格証明書の交付等の措置を確実に実行しています。税の公平性のためにも滞納者に対しては、実施要綱に沿った厳しい措置を取っています。

特別滞納整理（夜間臨戸訪問）を実施

毎年11月と12月に、税務課職員全員と住民課保健医療係職員で国保税を含めた町税等の特別滞納整理（夜間臨戸訪問）を実施しています。

現年度分の納期内納付を推進

徴収嘱託員による現年度分未納宅（納め忘れ）への早期臨宅や分納誓約不履行者への徴収訪問を行っています。相手の顔がみえる臨宅等を重視しています。

新規滞納への早期着手

滞納者に対し督促状や催告書の送付、給与・預貯金、生命保険の財産調査、差押換価を積極的に行っています。

■ 健康福祉課 健康増進係

健康福祉課健康増進係には、9名（保健師6名、管理栄養士1名、事務職2名）が在籍しており、町民の健

康づくりを担当しています。

特定保健指導で血液検査を実施

特定保健指導では、対象者に案内チラシを郵送し、さらに電話による勧奨を行っています。

初回面接後、電話や通知による支援をし、積極的支援では3か月後、動機付け支援では5か月後に血液検査を実施しています。血液検査により、特定保健指導の効果を確認しています。

からだスッキリ教室を実施



からだスッキリ教室

からだスッキリ教室は、運動編・食事編・知識編から構成されています。家でできる運動を中心として、ス

トレッチや筋肉トレーニング、脳トレなどを実施しています。

運動編に参加した人達による自主グループもあり、継続的な運動が行われています。

― 食事編 ―

バランスの良い食事について、管理栄養士による講話とミニ料理教室を年2回実施しています。

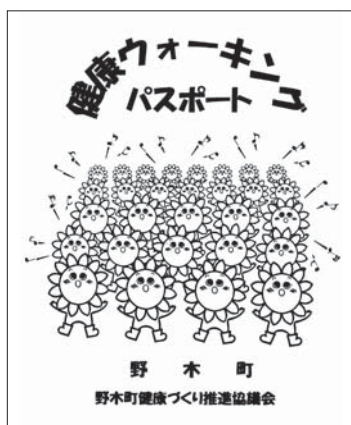
― 知識編 ―

生活習慣病の基本や予防の仕方について、医師から学べる教室を年2回実施しています。

健康ウォーキングパスポート

野木町では、健康ウォーキングパスポートを作成して、歩く習慣を身につけ、町民の健康増進と体力の向上を目指しています。

その日歩いた歩数をパスポートに記録し、50万歩を達成することに完歩証明書を町から渡しています。合計歩数により野木町から日本国内の到達地を示しており、日本列島踏破に向かって多くの方が挑戦しています。



健康ウォーキングパスポート表紙

国保料（税）収納率向上に向けて
「国保制度を崩壊させないために」
～新たな領域への挑戦！！～

NPO法人ローカルガバメントネットワーク理事長 堀 博 晴



(前号からの続き)

② 時効を出す

皆さんすでにご存知かもしれませんが、昨年の3月29日に大阪地裁で一つの判決が出ました。以下に「m s n 産経新聞ニュース」に書かれているまま書きます。お読みください。

*
*
*
*
*
*
*
*
*
*
*
*
*
*

「徴収を怠り時効成立」堺市長に賠償請求命じる 旧美原町の税・国保料めぐる訴訟 2013.3.30 00:09

大阪府の旧美原町（現堺市美原区）が、滞納された町税や国民健康保険料の徴収を怠ったため回収できなくなつて損害が生じたとして、住民が堺市に対し、当時の高岡寛町長や担当職員らに計約3億9千万円を賠償請求するよう求めた4件の住民訴訟の判決が29日、大阪地裁であつた。

山田明裁判長は「担当職員は徴収を怠った上、適切な処理をしなかったため、徴収の時効も成立してしまっただけ」と認定。担当部長ら職員延べ10人に対し、計約1600万円を請求するよう竹山修身（おさみ）堺市長に命じた。

一方、高岡元町長ら幹部の責任は問題が発覚するまで部下から報告が

なく、指揮監督する義務がなかった」と判断し、原告側の請求を退けた。

判決によると、平成15年5月、町税と国保料の長期滞納者の問題が発覚。16年度の未徴収額は国保料が約2億6千万円、町民税や固定資産税、軽自動車税は計約3億8千万円に上った。

旧美原町は17年2月、堺市と合併した。

*
*
*
*
*
*
*
*
*
*
*
*
*
*

この記事をお読みになつて、皆さんはどう思いましたでしょうか。

「明日は我が身？」と思われた方もいるのではないでしょうか。

料は時効が2年なので全事業に目
が届かない。時効が5年の税であつ
ても「賦課の仕事をやりながら徴収
事務もやっているから」とか、「一人
当たりの持ち人員が多いから」手が
回らないということをよく聞きます。

手が回らないからと言って放置しておけば当然のことですが時効となります。今回の判決は退職や異動をしても、不作為の責任を免れることはできないといっているような気がします。

時効をめぐる訴訟は何件かあります。

すがほとんど敗訴しています。行政側の不作為ですから当然といえば当然です。ほとんどというのは高知県安芸市のように和解になった例もあるからです。

皆さんは、滞納者に時効を出していることを知られ、「俺のも時効にしろ」と言われたら返す言葉はありますか？

もし時効となつてゐるものがあれば、不納欠損で落とし二度と時効を出さない取り組みを徴収職員個人任せではなく、組織としておやりになることが大切だと思います。

[illegible]

広報なんこく3月号「滞納処分強化中！」

③ 集金に行く

徴収職員の仕事を集金と勘違いをしている人がまだいます。滞納者に分納誓約をしてもらって、毎月だったらと保険料(税)を集めて回る。それが仕事だと思い込んでいるのです。これも間違っていると思います。徴収職員は集金人ではないのです。もし、私の隣人の家に、

毎月、職員が保険料(税)を集金に来ているとします。そのことを知ったら、私はただちに口座振替をやめ、「うちにも取りに来てくれ」と自治体に要求します。

納期内納税をしている住民は口座振替で納付して、滞納者の家にはご丁寧に職員が取りに来るかかっていただけでは、滞納者に対する特別扱いと批判されても言い返せません。皆さんの自治体でもし口座振替の方に「うちにも集金に来てくれ」と言われたらどうしますか。

ただし、足の不自由な方や寝たきりの方などの場合は、積極的に集金に行くべきですが。

④ 少額分納を認める

繰り返しになりますが、本(料)税に追いつかない少額分納を安易に認めていられないでしょうか。滞納者の言いなりになって発生に追いつかない

差押え等の滞納処分の強化をしています!!

～滞納を許さない町を目指して～
町では、納期限を過ぎても納付しただけの方に対し、文章等にて納付の催告をしています。それでも納付して頂けない場合は、納期限内に納めていただいている方の公平性を保つため、法律に基づいた財産調査及び財産の差押え等の滞納処分を行っています。

～町税の滞納が続くと～
町税の滞納が続きますと、法律に基づき滞納している人の預貯金や財産を差押えます。また、場合によっては差押し、その財産を換金(インターネット公売)し、町税へ充当することになります。



(タイヤロックした車両) (滞納者宅への捜索)

★その他差押え実績(平成23年度)

区分	件数	金額
預貯金	27件	1,493,845円
生命保険	16件	1,041,214円
給与	1件	612,000円
インターネット公売	30品	231,961円
雑費	2件	

～納期限内に納付できない事情のある方は、お早めにご相談～
督促状を放置したり、催促を無視したりしても問題の解決にはなりません。お電話でも窓口にお越しいただいても結構です。ぜひ一度ご相談ください。

～口座振替をご利用ください～
町では「忘れず安心、便利な口座振替」による納税を推奨しています。北洋銀行、江差信用金庫又は郵便局の窓口で簡単にお申し込みいただけます。申込用紙は役場若しくは各支店に配布しています。一度お申し込みいただくと翌年度以降も継続されますので、ぜひともご利用ください。

差押え等の滞納処分の強化をしています!! (江差町)

町税徴収強化のさらなる取り組みについて
「自動車差押えタイヤロック方式」を導入!!

町では、税金の公平性を確保するため、町税などの滞納に対しは差押えやインターネット公売などを行い、滞納の解消に努めています。
さらに厳しい取り組みとして、再三の催告にもかかわらず町税などを納付されない滞納者に対し、今年度から「タイヤロック(差押止め)」を導入します。

●対象者
再三の催告に応じない滞納者

●取り組み概要
自動車などを所有している滞納者に対し、差押え措置を執り、納税が滞り、場合、タイヤロックを装着し、自動車などの移動を制限します。
※「自動車」などとは、自動車、軽自動車、オートバイなどを指します。

●目的
所有する自動車など差し押さえ、タイヤロックを装着し運行を制限とし、それでも納税されない場合は自動車差押え処分を行います。

なお、タイヤロックを装着した自動車などを盗らば、盗難などの場合地方税法第382条(盗難被害の罪)は、罰金第96条(盗難被害の罪)、罰金第252条第2項(盗難の罪)により処罰される可能性があります。

町では「差押え」の表示がされ、滞納は改善することができなくなります。

●対象車
車庫前や宅内に駐車し、公道に乗り出さない車です。

●滞納に悩んでいる人は、早めにご相談を
滞納の旨に当事者があり、役場に乗りこんでいる方へ、役場に相談を依頼いたします。

役場窓口では、税金の滞納のほか、納税相談を受け付けておりますのでお気軽に実行下さい。
災害や病気、本人や家族の病気、事故などのやむを得ない事情で、多重債務などにより納税ごとの滞納が継続の場合は、早めにご相談ください。
なお、滞納者の住所といたった差押えは行いませんのでご了承ください。

●納税期限：平成24年3月5日(月)～3月9日(金)
●納税時間：17:15～20:00
●相談場所：税務1課、税務相談係

また、事前に一度お問い合わせください。上記以外でも税務相談係を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

町税徴収強化のさらなる取り組みについて「自動車差押えタイヤロック方式」を導入!! (江差町)

分納を認めてしまう。これでは仕事をしているとはとても言い難いです。50万円の滞納額で毎月10000円の方納を認めている事案はありません。そしてこの10000円を取ることも分納の管理が仕事だと思っていないでしょうか。私がこの事実を知ったら私の分も毎月10000円にしてくれと言に行きますが、はたして皆さん抗弁できるでしょうか。

この4つをやっている自治体では、絶対に徴収率は上がりません。加えて、もしもやっていることが住民に知られたら、将棋で言う「詰み」の状態になります。自治体は反論、抗弁のしようがありません。

滞納整理という事務は公務員の仕事の中で最も嫌なもののひとつです。しかしそれに携わった職員の皆さんが頑張らなければ収納率が下がり、いずれは国保制度が崩壊することになります。私もいずれ国保のお世話になります。是非、皆さんのお力で国保料(税)を喜んで払える社会にして頂きたいと思っています。
今年1年お付き合いいただきあり

がとうございました。お身体に気を付けてご活躍されることを東京から300キロ南の八丈島より祈っております。合掌

「訂正」

第3回(P15)の特別寄稿で、国税徴収法141条第1項とあるのは、国税徴収法142条の誤りでした。訂正いたします。

プロフィール

ほり堀 ひろはる
博晴

東京都八丈町税務課徴収係長、NPO法人ローカルガバメントネットワーク理事長
昭和42年江戸川区役所に入都。東京都総務局小笠原支庁、同和対策部、災害対策部
主税局足立都税事務所整理第二課長、新宿都税事務所整理第一課長、練馬都税事務所
納税課長、課税部軽油特別調査室副参事、徴収部機動整理課長、徴収指導室長を歴任。
機動整理課長の時、全国で初めてのインターネット公売を実施し成果を上げる。
「ネット公売を全国に広げたい」と、自らヤフーのスタッフ募集に応募しヤフー株式会社に入社。インターネット公売の説明に全国の自治体を飛び回る。
平成23年よりNPO法人LG Netを設立し、理事長に就任。
平成24年11月ヤフー一任退職、平成25年3月より現職。
著書には、インターネット公売のすべて(ぎょうせい)、自治体増収大作戦-インターネットが変えた-(ぎょうせい)がある。
平成17年～厚生労働省国民健康保険料(税)収納率向上アドバイザー

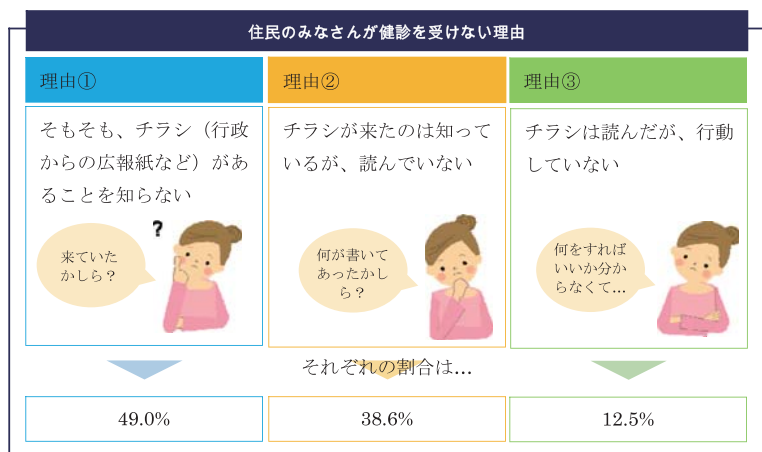
ソーシャルマーケティングを用いた 健診受診勧奨

株式会社キャンサースキャン
石川 善樹・川本彩多利



そして、第2回、第3回では、①、②の理由により、健診を受けていない住民のみなさんに、受けてもらうための方法をご説明させていただきました。

理由①の「そもそもチラシがあることを知らない」住民のみなさんには、まずチラシに目を留めてもらうため、アイキャッチとなる「笑顔で写っている



本連載の第1回では、住民のみなさんが健診を受けない理由は、次の三つに分けられるというお話をしました。

「受ける気持ちはあるけれど、受けていない人」は、どんな人？

チラシは読んだけれど、健診を受けていないという住民の方は、栃木県内で1割ほどいらっしゃるようです。この方たちは、受けようという気持ちになっているにも関わらず、なぜ健診を受けていないのでしょうか。

住民のみなさんにその理由を聞いてみると、「いつ受けられるのですか？」「どうやって受ければいいのか分かりません。」という答えが返ってきました。そうなのです。なんと住民のみなさんは、健診の手続きに関する情報を全く知らなかったのです！

しかし、私たちはチラシをつくる

「受ける気持ちはあるけれど、受けていない人」は、どんな人？

チラシは読んだけれど、健診を受けていないという住民の方は、栃木県内で1割ほどいらっしゃるようです。この方たちは、受けようという気持ちになっているにも関わらず、なぜ健診を受けていないのでしょうか。

住民のみなさんにその理由を聞いてみると、「いつ受けられるのですか？」「どうやって受ければいいのか分かりません。」という答えが返ってきました。そうなのです。なんと住民のみなさんは、健診の手続きに関する情報を全く知らなかったのです！

しかし、私たちはチラシをつくる

「受ける気持ちはあるけれど、受けていない人」は、どんな人？

チラシは読んだけれど、健診を受けていないという住民の方は、栃木県内で1割ほどいらっしゃるようです。この方たちは、受けようという気持ちになっているにも関わらず、なぜ健診を受けていないのでしょうか。

住民のみなさんにその理由を聞いてみると、「いつ受けられるのですか？」「どうやって受ければいいのか分かりません。」という答えが返ってきました。そうなのです。なんと住民のみなさんは、健診の手続きに関する情報を全く知らなかったのです！

しかし、私たちはチラシをつくる

「受ける気持ちはあるけれど、受けていない人」は、どんな人？

チラシは読んだけれど、健診を受けていないという住民の方は、栃木県内で1割ほどいらっしゃるようです。この方たちは、受けようという気持ちになっているにも関わらず、なぜ健診を受けていないのでしょうか。

住民のみなさんにその理由を聞いてみると、「いつ受けられるのですか？」「どうやって受ければいいのか分かりません。」という答えが返ってきました。そうなのです。なんと住民のみなさんは、健診の手続きに関する情報を全く知らなかったのです！

しかし、私たちはチラシをつくる

みなさん、チラシを作るとき、健診の日時や場所をどのように伝えていきますか。よくやる手法としては、簡条書きや表が多いのではないのでしょうか。

簡条書きや表で示すと、情報が整理されますし、見やすくなりますよね。しかし、それだけでは、情報が埋もれてしまい、住民のみなさんに十分情報が届いていない...ということが起こり得ます。これを防ぐ方法として、民間企業のチラシでよく見られる、視覚的効果を使った伝え方を、二つご紹介したいと思います。

一つは、色を効果的に使うこと。前回の記事で、チラシに使う色を3色に決めると、統一感が生まれるというお話をしました。その3色の中で、ここぞという目立たせたい場所に使う色をアクセントカラーと言いますが、このアクセントカラーを、健診日時や場所などの、住民のみなさんが健診を受けるにあたって必要となる部分に使うと、情報がより伝わりやすくなります。

そして、もう一つの方法が、アイコンを使うこと。例えば、健診の日程を案内する部分には、時計のアイコンを、健診の受診場所を案内する部分には、病院のアイコンを配置するとどうでしょう。このアイコンを見ただけで、何の情報が書かれているのか分かりますよね。

みなさん、チラシを作るとき、健診の日時や場所をどのように伝えていきますか。よくやる手法としては、簡条書きや表が多いのではないのでしょうか。

簡条書きや表で示すと、情報が整理されますし、見やすくなりますよね。しかし、それだけでは、情報が埋もれてしまい、住民のみなさんに十分情報が届いていない...ということが起こり得ます。これを防ぐ方法として、民間企業のチラシでよく見られる、視覚的効果を使った伝え方を、二つご紹介したいと思います。

一つは、色を効果的に使うこと。前回の記事で、チラシに使う色を3色に決めると、統一感が生まれるというお話をしました。その3色の中で、ここぞという目立たせたい場所に使う色をアクセントカラーと言いますが、このアクセントカラーを、健診日時や場所などの、住民のみなさんが健診を受けるにあたって必要となる部分に使うと、情報がより伝わりやすくなります。

そして、もう一つの方法が、アイコンを使うこと。例えば、健診の日程を案内する部分には、時計のアイコンを、健診の受診場所を案内する部分には、病院のアイコンを配置するとどうでしょう。このアイコンを見ただけで、何の情報が書かれているのか分かりますよね。

みなさん、チラシを作るとき、健診の日時や場所をどのように伝えていきますか。よくやる手法としては、簡条書きや表が多いのではないのでしょうか。

簡条書きや表で示すと、情報が整理されますし、見やすくなりますよね。しかし、それだけでは、情報が埋もれてしまい、住民のみなさんに十分情報が届いていない...ということが起こり得ます。これを防ぐ方法として、民間企業のチラシでよく見られる、視覚的効果を使った伝え方を、二つご紹介したいと思います。

一つは、色を効果的に使うこと。前回の記事で、チラシに使う色を3色に決めると、統一感が生まれるというお話をしました。その3色の中で、ここぞという目立たせたい場所に使う色をアクセントカラーと言いますが、このアクセントカラーを、健診日時や場所などの、住民のみなさんが健診を受けるにあたって必要となる部分に使うと、情報がより伝わりやすくなります。

そして、もう一つの方法が、アイコンを使うこと。例えば、健診の日程を案内する部分には、時計のアイコンを、健診の受診場所を案内する部分には、病院のアイコンを配置するとどうでしょう。このアイコンを見ただけで、何の情報が書かれているのか分かりますよね。

みなさん、チラシを作るとき、健診の日時や場所をどのように伝えていきますか。よくやる手法としては、簡条書きや表が多いのではないのでしょうか。

簡条書きや表で示すと、情報が整理されますし、見やすくなりますよね。しかし、それだけでは、情報が埋もれてしまい、住民のみなさんに十分情報が届いていない...ということが起こり得ます。これを防ぐ方法として、民間企業のチラシでよく見られる、視覚的効果を使った伝え方を、二つご紹介したいと思います。

一つは、色を効果的に使うこと。前回の記事で、チラシに使う色を3色に決めると、統一感が生まれるというお話をしました。その3色の中で、ここぞという目立たせたい場所に使う色をアクセントカラーと言いますが、このアクセントカラーを、健診日時や場所などの、住民のみなさんが健診を受けるにあたって必要となる部分に使うと、情報がより伝わりやすくなります。

そして、もう一つの方法が、アイコンを使うこと。例えば、健診の日程を案内する部分には、時計のアイコンを、健診の受診場所を案内する部分には、病院のアイコンを配置するとどうでしょう。このアイコンを見ただけで、何の情報が書かれているのか分かりますよね。

チラシを受け取った住民のみなさん全員が、じっくりとチラシを見てくれるかというと、必ずしもそうとも限りません。ほんやり眺めていても、どこにどんな情報があるのかが一目で分かるようにすることで、伝えたいことが伝わるチラシにしてみましよう。

ただし、このアイコンの効果を最大限に活かすために、一つだけ絶対に守っていただきたい大切なポイントがあります。それは、「空きスペースを埋めるために、イラストを載せ

よくある例

【健診日程】
○月○日～○月○日

【健診の受診場所】
・○○病院
・△△医院
・☆☆クリニック



工夫した例

【日程】
○月○日～○月○日

【健診の受診場所】
・○○病院
・△△医院
・☆☆クリニック

ない」ということ。もしこれをやっ
てしまうと、アイコンが全く目立た
なくなってしまうだけでなく、チラ
シが煩雑な印象に変わってしまう可
能性さえあるのです。

チラシに載せるものは、イラスト
一つを取っても、意味のあるものに
しましょう。それが、視覚的效果を
最大にするポイントです。

言葉で伝える情報にも工夫を

さて、アイコンを効果的に使いま
しょうというお話をしてきましたが、
チラシを作っている担当者の方から、
『受診の流れ』は何か工夫できませ
んか? というご相談を受けること
もあります。

私たち担当者は、あまり感じないの
ですが、住民のみなさんにとっては、
健診の申込から受診までのプロセス
は意外と複雑です。これを詳しく説
明をしようとする、アイコンで表
現するのは難しいですし、どうして
も文章は長くなりがちになります。

すると、せっかく住民のみなさん
に「健診を受けようかな」という気
持ちが生まれていても、受診の流れ
を読んでいる間に「面倒くさいから、
また時間のあるときにやろう」と先
延ばしにしてしまうのです。これでは、
なかなか健診の受診に結びつき
ません。

ここでも、読んだ人に情報を一瞬
で分かってもらう工夫が必要になる
のです。もちろん、図やイラストに

比べて、文章の方が理解するのに時
間がかかります。しかし、文章で説
明する部分であっても、全く工夫で
きないというわけではありません。

次の申込方法を見比べてみてくだ
さい。どちらの申込方法が頭に入っ
てきやすいでしょうか。

よくある例

- ① 希望する健診日程を決めて、健康課
(TEL: XXX-XXXX) に電話予約をします。
- ② 市から健診の問診票と受診券を郵送しま
す。問診票、受診券、健康保険証をお持ち
の上、健診会場へお越しください。
- ③ 健診を受診します。
- ④ 健診の約3週間後に健診結果をご自宅へ
郵送します。



工夫した例

- 希望する健診日を決める
- 健康課(TEL: XXX-XXXX)に電話予約
- 市より、健診の問診票と受診券を郵送
- 健診を受診
※問診票、受診券、健康保険証をご持参ください。
- 3週間後、健診結果をご自宅へ郵送

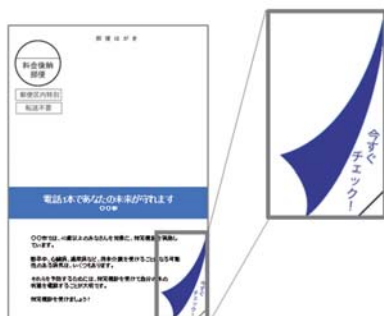
左側も右側も同じ内容ですが、おそ
らく右側の工夫した例の方が、読み
やすいと感じる人が多いのではない
でしょうか。ここでは、受診の流れ
をフローチャートにし、一つ一つの
文章を短くしています。短い文章は、
短時間で読めることに加え、読むと

きにリズムが生まれやすくなります。
そうすると、住民のみなさんの頭の中
にも、すつと入り、理解しやすくな
るのです。

ただし、これだけでは、まだ住民
のみなさんに健診を受けてもらうた
めには不十分です。何が足りないの
でしょうか。先ほどのフローチャー
トをよく見てください。

気付きましたか? 先ほどの受診の
流れには、「住民のみなさんにやって
もらうこと」と「私たち担当者が住
民のみなさんにやること」が混ざっ
ています。実は、これが、「健診を受
けるために次にすべき行動」を分か
りにくくさせ、受診を遠ざけている
原因だったのです。

その解決策となるのが、「動作指示」と
呼ばれる、民間企業のチラシでよく
使われている手法です。これは、チ
ラシを受け取った相手にやってほし
い「次の動作」を、一目見て分かる
ように指示することで、例えば、次
の例のようなものを指します。



よくある例

工夫した例

健康課成人健診係

01-2345-6789

⇔

今すぐ
お電話を！

TEL

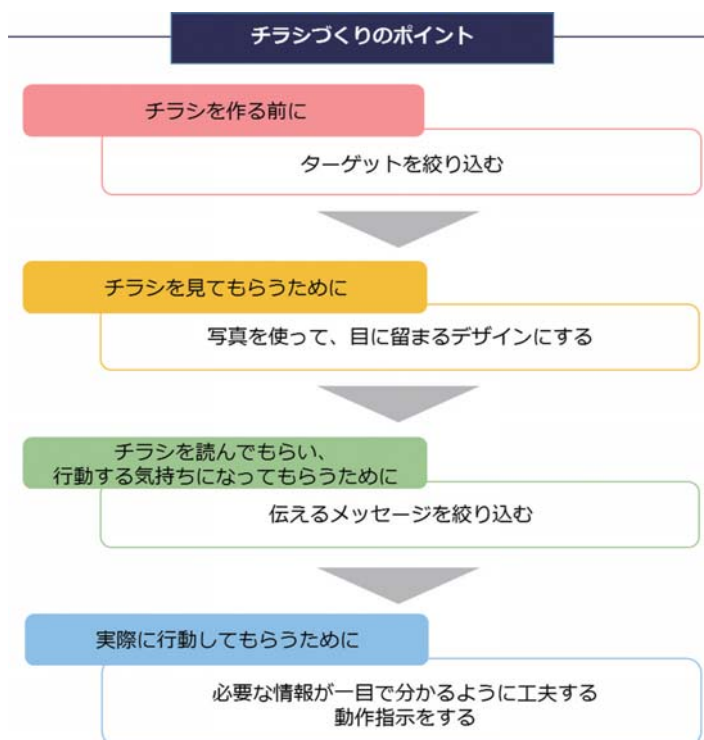
01-2345-6789

住民のみなさんが「健診を受診しよう」という気持ちになったら、明確な動作指示があれば、より行動につながりやすくなります。せっかく住民のみなさんに響くメッセージを載せたチラシを作っても、「どうやって受けるのか」が伝わらなければ、健診を受けてもらうことはできません。

チラシのメッセージによって高まった受診意図を、実際の行動に結び付けるために

こういった圧着ハガキが届いたとき、次にしてほしい動作は、ハガキの中面を見るために、開けてもらうことですよね。このように受け取った相手にやってほしいことを、分かりやすく表現することで、行動を起こしてもらえる可能性がぐんと上がります。

では、この動作指示を、私たちが住民のみなさんにやっていただく行動である、「電話での健診予約」に応用すると、どのような表現になるでしょうか。



実際に行動してもらうために必要な情報が一目で分かるように工夫する動作指示をする

や受診率結果を振り返り、チラシをブラッシュアップしましょう。そして、そのチラシを、もう一度住民のみなさんに見せて、印象を伺いましょう。この繰り返しで、住民のみなさんへ健診に向かわせる、その地域独自の素敵な健診チラシを作り出すのです。

健診を受けてもらうには、まず、住民のみなさんを知るところから。このステップがよい結

も、「次に起こしてほしい動作が一目で分かるように指示すること」を徹底しましょう。

○**チラシづくりの総復習**

この連載も最終回となりました。これまでお話をしてきたチラシづくりのポイントを、最後にもう一度おさらいしたいと思います。住民のみなさんに健診を受けてもらうためのチラシ作りのポイントは、次の4つでした。

このポイントを踏まえて、チラシを作ったら、住民のみなさんに配る前に、ぜひやっていただきたいことがあります。それが、「住民のみなさんにチラシを見せ、その印象を伺う」こと。そこでもらった意見を、チラシに反映させることにより、住民のみなさんを動かすことのできるチラシになります。

しかし、チラシづくりは、これで終わりではありません。実際にチラシを配ったら、必ず、健診の申込数や受診率結果を振り返り、チラシをブラッシュアップしましょう。そして、そのチラシを、もう一度住民のみなさんに見せて、印象を伺いましょう。この繰り返しで、住民のみなさんへ健診に向かわせる、その地域独自の素敵な健診チラシを作り出すのです。

*ご意見・ご感想は、下記までお願いいたします。

川本彩多利 (かわもとさおり)

株式会社キャンサースキャン

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-8-3 イオレ渋谷ビル5 階

TEL 03-6427-8875 FAX 03-6427-8895

メール: kawamoto@cancerscan.jp

石川 善樹 医学博士

東京大学医学部健康科学科卒業後、ハーバード大学にて最新の健康づくりを研究。現在は、株式会社キャンサースキャンにて、日本各地の健康づくりに取り組む。

川本彩多利

慶應義塾大学環境情報学部卒業。現在は、株式会社キャンサースキャンで、地域の健康づくりに従事。

プロフィール

果を呼び寄せます。これまで、住民のみなさんを動かすことのできなかったチラシの秩序を、積極的に破壊していきましょう！

○**最後に**

ここまで、4回にわたり、受診勧奨チラシの作り方をお話させていただきました。みなさん、ぜひ実際に手を動かして、チラシを作ってみてください。「住民のみなさんが健診を受けてくれました！」という嬉しいご報告を心待ちにしつつ、本連載を締めくくりたいと思います。お読みいただき、ありがとうございました。

健診受付方法の変更を試みて

壬生町民生部 健康福祉課 健康増進係 山本 陽子

まちの概要

(平成25年12月末日現在)

総人口 39,912人
 国保被保険者数 11,812人
 国保加入率 29・59%
 後期高齢者数 4,448人



面積は61・08km²、黒川を境に、西部は水田が多く、イチゴ等も栽培され、東部は町特産品のかんぴょうが栽培されています。

みぶハイウェイパークみらい館のオープン、おもちや博物館のリニューアル、そしてみぶ羽生田産業団地の分譲開始と、調和のある発展を目標に「活力と創意が生きる希望に満ちたまち・みぶ」を目指しています。

住民に分かりやすい申込み方法とは

健診の申し込み方法の案内チラシを各自治会内の全戸に配布し、公共施設窓口等にも設置しました。さらに、町ホームページや広報紙等に掲載し周知することにより、健診の申し込み方法を平成25年度から電話受付に変更しました。

それ以前は保健委員を通じて全戸に「健診申込み用紙」と「家族調査票」

の配布と回収をお願いしていましたが、家族調査票を回収する際に「個人情報情報が他の人に知られてしまうのは困る」といった苦情が毎年よせられ、プライバシー保護の点での改善が必要となりました。その他にも、配布件数の多い自治会からは、毎年「郵送にしてほしい」との話があったり、回収した家族調査票には、男性なのに「女性の日」に申込みがしてあったり、該当年齢でなくても申込みがあり、不在の方も多く確認が取れない場合もありました。また、特定の健診日に申し込みが集中し、その健診の日には待ち時間が多く混雑し、大変ご迷惑をおかけしました。

変更に当たり、受診率の低下が懸念され、申込み方法の検討が必要となりました。住民に分かりやすい申込み方法にすること、受診率を低下させないための取組についてまとめ、報告します。

申込み方法を電話受付に変更する

◎周知について

①前年度より変更を周知

平成24年度の健診申込みや問診票、健診結果の送付時に案内通知を同封した。

②広報紙、ホームページに掲載

特にお知らせ版に頻回に掲載した。

③受診勧奨の実施

過去の受診者で申込みのない方、40歳の方、女性がん検診対象年齢の方、また、国民健康保険証の発送時に勧奨通知を同封した。

④次年度の申込みの案内の実施

平成25年度の健診案内通知や結果の通知に平成26年度の健診申込みの案内を同封した。

◎電話受付について

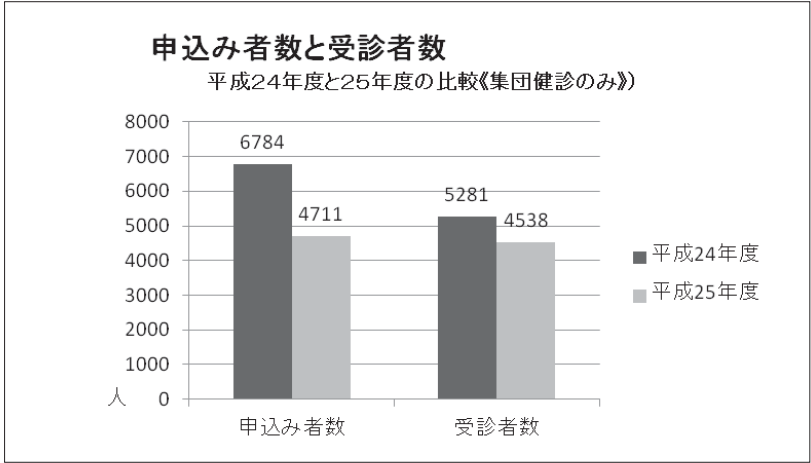
①電話受付の検討とマニュアル作成

申込みしやすい電話の聞き取りの順番の検討をし、マニュアルを作成した。

また、電話受付をスムーズにするため、電話を5台に増やしヘッドセットを使用し対応した。

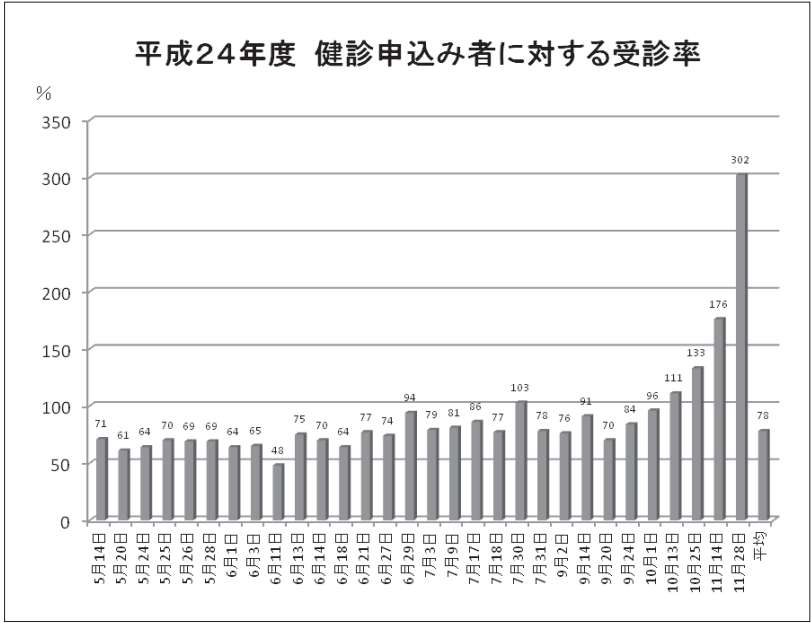


電話受付風景

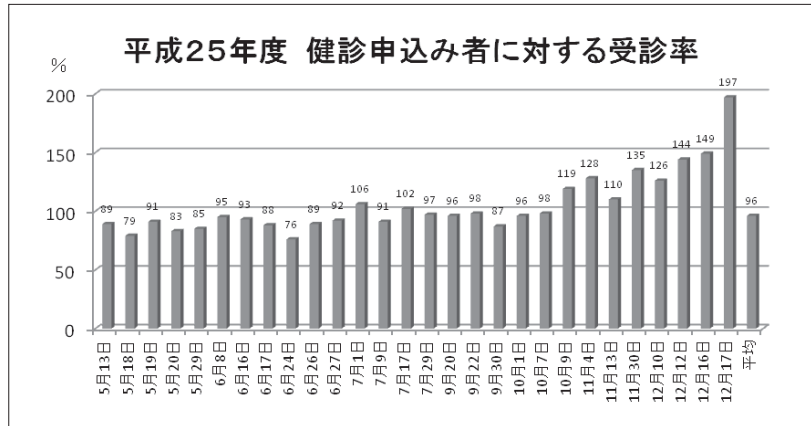


②電話受付のスタッフの対応の徹底
スタッフ誰が受けても対応できるよう、ロールプレイを実施した。

③電話受付のサービス
健診内容の確認や説明がその場で行え、家族の健診受診のお勧めをした。



申込みに対する受診率が高くなる
初めての取組でしたが、試行錯誤しながらも、一年が終わろうとしています。電話が集中し、ご迷惑をかけてしまいました。直接の電話のやり取りで細かい健診内容の説明ができました。質問が多かったことは、特定健診の仕組みや内容、該当年齢



と具体的な健診の内容等でした。また、同居家族の健診をお勧めすることができたり、健康相談をする方もいました。

年度当初は、健診申込み者が少なくどうなるかと心配でしたが、周知や勧奨にて、徐々に数値を伸ばしました。多少の受診率の低下はありましたが、直接自分で健診を申し込んで

いるので、健診の申込みに対する受診率が高くなりました。

次年度からも、周知・勧奨を徹底し、住民に浸透するようにしていきたいと思っています。

また、電話受付の利点の、その場で健診内容の説明ができる、家族等の勧奨ができる等のサービスもさらに向上させていきたいと思っています。

おいしく食べて、笑って、健康に！

—— 宇都宮市 ——

宇都宮市では、被保険者に健康の大切さや疾病の早期発見につながる健診の重要性を認識してもらうため、健康づくり講演会を協会けんぽと共催で開催しています。

国保・協会けんぽ共催事業 健康づくり講演会



- 平成25年度は、11月24日(日)、「とちぎ健康の森」で開催
- 約350名が参加
- 第1部は、タニタの管理栄養士鹿沼敦子さんによる「タニタの社員食堂健康セミナー～500kcalのまんぷく定食のコツ～」

- 第2部は、医学博士・落語家の立川らく朝さんによる「ヘルシートークー笑健康」



- 共通の目的により保険者同士が協力して開催した講演会には、それぞれの被保険者の皆様からたくさんの御参加をいただきました。



石の上にも3年

那須塩原市
国保年金課 国保年金係
主 事

もり こう た
森 厚 太

国保経験年数 0年 10ヶ月

- ① おとめ座
- ② A 型
- ③ 海外旅行
- ④ ブラジル W 杯
- ⑤ サッカー・ゴルフ
- ⑥ 石の上にも3年
- ⑦ スポーツ
- ⑧ ゴルフのハンデキャップ0
- ⑨ 牛乳がおいしい生乳生産本州一の街です。アウトレットモールがあり買い物を楽しめます。
- ⑩ 制度が複雑で覚えることがたくさんあり、わからないことだらけですが、1つ1つ着実にレベルアップしていきたいです。



フリークライミングに 挑戦したい

日光市
保険年金課 資格管理係
主 事

あ く つ と し き
阿久津 俊 喜

国保経験年数 1年 10ヶ月

- ① かに座
- ② A型
- ③ フリークライミング
- ④ ソチ五輪
- ⑤ スノーボード
- ⑥ 中の上
- ⑦ ひとりカラオケ
- ⑧ 静かに暮らしたい
- ⑨ 山が近く、温泉がたくさんあるところ
- ⑩ 自分の日常では出会うことのない様々な方と、業務を通じて出会うことができるので日々新たな発見にあふれています。

平成25年度国保セミナー

国保の現状に対する理解を深める

平成26年2月14日（金）に、国保連合会901会議室で、国保セミナーが開催された。

このセミナーは、国保の現状や直面する諸問題、今後の展望に対する理解を深めることにより、円滑な国保事業運営を推進することを目的として開催され、市町国保主管課長など24人の参加があった。

社会保障教育が重要

最初に講演1として、特別養護老人ホームよみうりランド花ハウス施設長 小畑 洋一氏が「超高齢時代の生活保障」と題する講演を行った。小畑氏は、社会保障の柱は、「高齢者への保障（年金、医療、介護）と若年者への保障（就労支援、育児支援）である。」と述べ、社会保障制度の課題として、「安定財源の確保、年金制度の安定、住まいの保障、現役世代への支援強化、予防的社会保障政策」を挙げた。



「リスクの発生自体を防ぐことが必要だ。」と訴える小畑洋一氏

国保保険者の在り方を解説

特に予防的社会保障政策では、若年層への社会保障教育の重要性を指摘し、「発生したリスク（負担増や保障なしなど）に対応するだけでなく、リスクの発生自体を防ぐことが必要だ。」と訴えた。

続いて講演2として、国民健康保険中央会理事長 柴田 雅人氏が「国保をめぐる諸情勢について」と題する講演を行った。

柴田氏は、社会保障制度改革推進法に基づく改革の流れを踏まえ、新国保制度における保険者の在り方（都道府県移行の考え方など）を解説した。しかしながら詳細が明らかになっていない状況なので、後期高齢者医療制度を例に挙げながら、市町村の役割分担などを考えた。

最後に、国保データベース（KDB）システムの概要も説明して講演を終えた。



国保データベース（KDB）システムの概要も説明する柴田雅人氏

平成25年度国民健康保険料（税）徴収事例研究会

滞納整理の事例などを学ぶ

平成26年2月17日（月）に、国保連合会9階大会議室で、国民健康保険料（税）徴収事例研究会が開催された。

本研究会は国民健康保険料（税）の徴収実務に従事している職員が、滞納案件の具体的な対応や徴収の取組状況に関する事例研究を行うことにより、

納率向上を図ることを目的として開催され、国保保険料（税）徴収事務担当者など23名の参加があった。



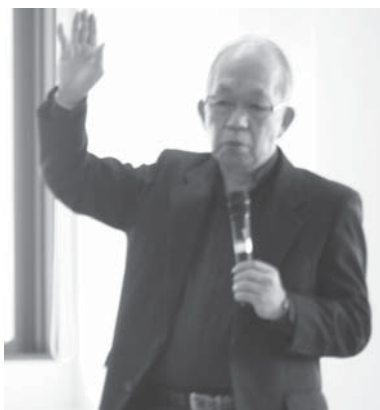
事例を発表する鹿沼市財務部納税課納税推進係長 小杉 哲男氏

午前は、平成25年度徴収アドバイザー派遣事業対象市である鹿沼市から

事例発表があった。鹿沼市財務部納税課納税推進係長 小杉 哲男氏が徴収

アドバイザーからの指導事例を中心に、収納率向上に向けた現状と今後の取り組みについて発表を行い、発表後、参加者からの質疑や、コーディネーターからの助言を交えて研究協議を行った。

午後は、株式会社全国地方税徴収事務機構チーフアドバイザー 篠塚 三郎氏が「アドバイザーの経験談・具体例について」と題する講演を行った。篠塚氏は滞納整理の具体的事例を自身の豊富な経験をもとに語り、「収納率はしっかり取り組めば必ず上がる。」と参加者を鼓舞した。



「収納率はしっかり取り組めば必ず上がる。」と話す篠塚 三郎氏

第三者行為損害賠償求償事務コーナー

自転車と自家用中型貨物自動車との事故

事故内容：午後6時15分頃、幅員約5メートルのゆるやかな左カーブの南北道路と幅員約2メートルの東西道路が交差する交差点において、被害者運転の自転車と加害者運転の自家用中型貨物自動車が発生し、被害者が左鎖骨骨折、左肩甲骨烏口突起骨折等の負傷をしました。

【事故状況等】

事故現場は信号機及び一時停止の規制のない、狭路と幅員が明らかに広い広路の事故となります。「明らかに広い」とは、自動車の運転手が交差点の入口においてその判断により道路の幅員が客観的にかなり広いと一見して見分けられるものをいいます。

【過失割合の結果】

今回の事案は自賠責保険からの未回収金があったため、残額分を加害者への直接請求となりました。加害者側は当初、「道路交通法上の優先道路に該当しないまでも、交差点を認識しがたい場所のため優先道路を走行する場合に準じて扱われるべき」とのことで判例タイムズ【197】図を提示しました（基本割合 50 : 50）。

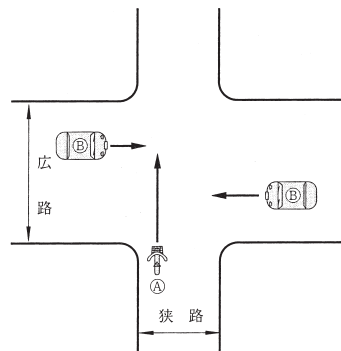
しかし、優先道路とは、道路交通法第36条第2項に定義があるものをさすため、本案件の場合は優先道路には該当しません。

また、加害者側は、交通事故証明書の甲欄に被害者名、乙欄に加害者名が記載されていることから、過失割合は50 : 50ではなく、被害者側の過失が大きいとの主張でしたが、交通事故証明書とは自動車安全運転センター法の定めるところにより、自動車安全運転センターの都道府県方面事務所長が、交通事故の当事者が適正な補償を受けられるよう、その求めに応じて警察から提供された資料に基づき交通事故の事実を確認したことを証明する書面として交付するもののため、過失等を推定するものではありません。

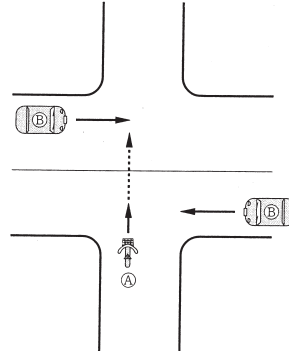
以上のことから、今回の事案は判例タイムズ【193】図自転車狭路・四輪車広路の事故を適用することが妥当と判断しました。

なお、最終的には、被害者はヘッドホンを着用して走行していたこと、また、暗くなり見通しも悪くなっていたことから15%を修正要素とし、被害者45%、加害者55%で協定しました。

図【193】 (イ) 自転車狭路・四輪車広路



図【197】 (イ) 四輪車が優先道路を走行



第三者行為（交通事故）に関する問合せ

事業振興課 共同事業担当 TEL: 028-622-7815

特定健診ポスターを作成しました

本会で特定健診ポスターを作成して、
希望する市町にお配りしました。
特定健診受診の啓発にご活用ください。

事業振興課 事業振興担当
TEL 028-622-7815



ことし、メタボ健診をしましょう！



突然ですが、私、この春の人事異動により「栃木の国保」の編集から離れることになりました。編集中は締め切りに追われることも多く、正直大変でしたが、取材や寄稿を通して多くの方に出会うことができました。これまでのご協力に心より感謝申し上げます。

「栃木の国保」は新しい担当者を迎えて、新年度も引き続き掲載されます。きつと新たな視点で編集してくれると期待しています。

どうか皆様には、引き続き「栃木の国保」をご覧くださいませようをお願い申し上げます。

(T・K)

栃木の国保 vol.64
2014.3/SPRING

編集者 寺内誠一
発行者 栃木県国民健康保険団体連合会
〒320-0033 宇都宮市本町3番9号
☎028-622-7242
編集 (株)松井ピ・テ・オ・印刷
〒321-0904 宇都宮市陽東五丁目9番21号
☎028-662-2511/FAX028-662-4278

